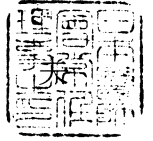


(地Ⅲ325F)

平成20年3月28日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内 田 健



特定健診・特定保健指導の「今後のスケジュール等について」
(保険者協議会中央連絡会資料)の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

各都道府県医師会におかれましては、特定健診・特定保健指導の実施に向けてご尽力いただいていることと存じます。

先般、3月13日に開催されました保険者協議会中央連絡会において、今後のスケジュール等について資料(案)が示され、後日、保険者協議会中央会から各都道府県保険者協議会、医療保険者各位宛に案がとれたものとして、通知がなされておりますので参考までに送付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会等への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

都道府県医師会、郡市区医師会におかれましては、引き続き、契約成立に向けた調整にご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今後のスケジュール等について(案)

平成20年 3月13日
保険者協議会中央連絡会

1. 基本スケジュール

(1)原則 4月1日付けで契約

- 調整済の契約については、3月末までに印刷・製本し、従前からの予定通り4月1日付けで調印し健診を開始。
- 特に集団健診のみで4・5月に健診が完了してしまう地域（地元での他の受診機会が地域）については、必ず3月中に調整を済ませ4月1日に調印。
- 都道府県単位ではなく、契約書単位で判断（都道府県単位とすると調整済の契約も不成立となるため）。県内統一条件としているために調整が難航するのであれば、調整がつく市町村・契約のみ優先し契約を成立させる。

(2)3月中に調整の終わらない契約の扱い

- 特定健診の契約については、他の実施体制の有無によって以下のよう
に取扱う。
 - ※ 2月29日付「契約準備上の課題への対応方針」における「どうしても妥結できない場合は、市町村の実施機関リストのうち妥結できる実施機関とのみ契約する」に沿って対応
 - 他の契約でその地域の実施体制がある程度カバーできる場合、3月末までに調整。4月以降は、原則として契約条件等の調整は行わない（既存の契約条件に参加する実施機関のみ契約書の実施機関一覧への追記可）。
 - 他の契約でその地域の実施体制がある程度カバーできない（特定健診の実施体制として空白地域が生じる）場合、可能な範囲で（概ね4月いっぱいを目途）、引き続き契約成立に向けた調整努力を続け、順次契約をまとめる（この場合においても、可能な限り、既存の契約に追記する形で対応）。
- 特定保健指導の契約については、平成20年度に限り、引き続き9月末まで、契約成立に向けた調整努力を続け、順次契約をまとめていく。
 - ※ 2月29日付「契約準備上の課題への対応方針」に沿って対応
 - 特定保健指導の契約が3月までに1件でもまとまっている場合は、可能な限りその契約に順次実施機関を追加。1件も成立していない場合は、成立時に契約書を作成し、以降その契約に実施機関を追加。
 - 市町村と実施内容を揃える必要があり、既存の契約条件では合わない場合のみ、新たに契約書を作成し成立。

2. 実施機関の追加

(1) 基本は契約までに全ての準備を完了

- 基本的には、契約書をセットする期限までに、委託基準を満たす準備を整え、実施機関番号を取得済の機関を契約書の実施機関一覧に盛り込む。
- 保険医療機関については、実施機関番号が保険医療機関番号と同一であることから、（委託基準を満たす準備を整えたが、契約書をセットする期限内には番号取得まで完了できない場合であっても）契約書をセットする期限までに支払基金に申請が完了した機関についても（支払基金が受付済の申請書の写しの提出を条件として）一覧に盛り込む。

(2) 3 月中に準備の整わない機関の扱い

- 4 月以降に準備が整った機関については、平成 20 年度に限り、以下の理由から、平成 20 年 9 月末までの毎月末、契約書の実施機関リストに追加。
 - 平成 20 年度については制度施行当初であること。
 - 実施機関の準備が間に合わず、平成 21 年度の集合契約まで参加できない（各保険者との個別契約は随時可能）こととなれば、受診率向上のための、より多くの実施機関の確保が難しくなること。
 - 特定保健指導の実施機関については、委託先を確保するために 9 月末まで延長するのに対し、特定健診の実施機関が 3 月末までに限るのはバランスを欠くこと。
- 準備が整い次第の参加を許容することから、見込み（平成 20 年度が始まって間もなく委託基準を満たす準備が整う見通しということだけで）で契約する（実施機関一覧に入れておく）ことはせず、準備が完了次第、集合契約への参加の申し出を受け付ける。
 - 電子化への対応等、委託基準を満たす準備が整わない場合は、整い次第参加することとし、対応予定ということだけでは契約しない。

(3) 追加参加機関

- 集合契約の相手としては、市町村国保の委託先を基本としているものの、事務処理能力の限界や契約条件等から全ての委託先と集合契約を締結できない場合は致し方ないが、逆に、市町村内の実施機関のうち市町村国保が契約しない機関であっても集合契約を締結しても差し支えない。
- ※ 特に 4 月以降 9 月までの追加においては、4 月の契約に間に合わなかった機関、あるいは新規に開業した機関が参加する可能性がある。

(4)途中脱退の取扱い

- 集合契約は、契約事務の煩雑さを避けるため、当初から契約成立後の甲（保険者）及び乙（実施機関）の追加・削除は行わないこととしていたが、平成 20 年度については、これを限定的に変更し追加参加を認めることとする。なお、脱退（削除）はこれまで確認しているとおりとする。